成長産業化審査会規約例

令和○年○月○日制定

第１章 総則

（名称）

第１条 この審査会は、○○成長産業化審査会（以下「審査会」という。）という。

（事務所）

第２条 審査会は、主たる事務所を住所○○の○○漁業協同組合連合会（漁業協同組合）内に置く。

（目的）

第３条 審査会は、都道府県、水産研究機関、漁連等業界団体、金融機関等の連携の下、都道府県単位で、地域経済、水産資源、経営等の専門性を持ち合わせた審査組織とし、地域委員会が作成した「地域水産業成長産業化計画」（以下「地域計画」という。）について「資源管理の推進と収益性の向上に係る取組内容の妥当性・実現性」、「漁船等の価格の妥当性」及び「地域計画と都道府県水産振興計画等との整合性」を審査し、優良な計画を承認する。

　　また、ＫＰＩが未達成となった場合等はその原因分析を行い、地域委員会に対して改善策に係る指導・助言を行う。併せて漁船等の借受者のＫＰＩの達成状況、資源管理の取組状況及びその実績並びに資源の状況等の評価を行う。

（事業）

第４条 審査会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

一 地域計画の承認に関すること。

二 漁船等の価格の妥当性の審査に関すること。

三 承認された地域計画に基づく資源管理の取組、資源の状況等を評価する。

四 参画した漁業者からＫＰＩ達成状況の報告を受け評価する。

五 ＫＰＩが未達の場合の原因分析を実施し、改善に向けた指導を実施する。

第２章 会員等

（審査会の会員）

第５条 審査会は、次の各号に掲げる者を会員とし、会員によって組織する。また、審査会によって承認された者は会員となることができる。

一 都道府県

二 水産研究機関

三 漁連等業界団体

四 金融機関

五 その他

（届出）

第６条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく審査会にその旨を届け出なければならない。

第３章 役員等

（役員の定数及び選任）

第７条 審査会に次の役員を置く。

一 会 長 １名

二 副会長 １名

三 監 事 ○名

２ 前項の役員は、第５条の会員の中から会員会議において選任する。

３ 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

３ 監事は、次の各号に揚げる業務を行う。

一 審査会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

二 前号において不正な事実を発見したときは、これを会員会議に報告すること。

三 前号の報告をするために必要があるときは、会員会議を招集すること。

（役員の報酬）

第９条 役員は、無報酬とする。

第４章 審査会の運営

（審査会）

第10条 審査会には、会員で構成する「会員会議」と会員の実務者で構成する「担当者会」を置く。また、内部に「事業評価委員会」を設置することができる。

（会員会議）

第11条 会員会議は、必要に応じ会長が招集する。

２ 会員会議の招集は、少なくともその開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

３ 会員会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

一 地域計画の内容に関すること。

二 漁船等の価格の妥当性に関すること。

三 地域計画に係る結果の取りまとめに関すること。

四 審査会規約の改廃に関すること。

五 その他審査会の運営に関する重要な事項に関すること。

（会員会議の議決方法等）

第12条 会員会議の議長には会長が当たる。

２ 会員会議の議決は、会員の過半が出席し、出席者の過半数の賛成をもって決する。

３ 議決にあたり、地域計画に関連する関係者の意見を十分配慮することとする。

（書面又は代理人による表決）

第13条 やむを得ない理由により会員会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２ 前項の書面は、会員会議の開催の日の前日までに審査会に到着しないときは、無効とする。

３ 第１項の代理人は、代理権を証する書面を審査会に提出しなければならない。

４ 前条第２項の規定の適用については、第１項の規定により議決権を行使した者は、会員会議に出席したものとみなす。

（担当者会）

第14条 担当者会は、必要に応じ事務局の長が招集する。

２ 担当者会では、会員会議で協議すべき事項の事前調整、事業の推進及び審査会の運営に関する事項について協議する。

第５章 事務局等

（事務局）

第15条 会員会議の決定に基づき審査会の業務を執行するため、事務局を置く。

２ 事務局は、○○がその責務を負う。

３ 審査会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

４ 事務局長は、審査会会長が任命する。

５ 審査会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

（備考）

事務局は、会員であって適切な経理処理能力を有する者を設定すること。

（業務の執行）

第16条 審査会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

一 事務処理規程

二 文書取扱規程

三 公印取扱規程

四 会計処理規程

（書類及び帳簿の備え付け）

第17条 審査会は、第２条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 審査会規約

二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 事業実施に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

（事業年度）

第18条 審査会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（運営経費）

第19条 審査会の運営経費については、国からの助成のほか、必要に応じ会員会議の協議により会員に応分の負担を求めることができるものとする。

（備考）

運営経費の負担については、会員であれば負担することができるものとする。

第６章 雑則

（細則）

第20条 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水港第945号農林水産事務次官依命通知）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）その他この規約に定めるもののほか、審査会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

１ この規約は、令和○年○月○日から施行する。

２ 〇〇審査会の役員の選任については、第７条の第２項中「会員会議」とあるのは、「設立会員会議」と読み替えるものとする。

３ 本審査会の設立初年度の事業年度については、第18 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から翌年３月31 日までとする。

附則

　この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。